保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

目 次

\bigcirc	
保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号	
7)	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
1	
1	

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成二十三年内閣府令第二十三号)

29

 \bigcirc

○ 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

	 第 白 Z 一	2		
(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)	自動車の運行に係るものを除く。)とする。 る保険は、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険(一条の二の三の二(令第一条の六第七号に規定する内閣府令で定め(低発生率保険)	2・3 (略) とする。	理結の方法等) 理結の方法等) 総行令(平成七年 条の三第二号及び 条の三第二号及び に連結財務諸表 で「連結財務諸表 で「連結財務諸表 で「連結財務諸表	改正案
(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)	(新設)	2 · 3 (略)	する 関連 る 明 語 子 以 世	現

第一 する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、 項において同じ。 第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。 十四条第四項、 項 五. 十三第二項、 十二第三項、 条の三 条の四第五項、 株式又は持分に係る議決権とする。 十二第三項並びに第四十八条の二第二項、 第五項、 第百二十七条第二項、 、条第六項、 法第二条第十五項 第二百七十二条の三十四第二項及び第二百七十二条の 第二百七十二条の三十二 第二百七十二条の二十一第二項、 第百五条第三項、 第二百七十一条の五第四項、 第五十八条の三第三項、 の規定により、 第二百七十一条の三第二項、 (法第二条の二第二項、第百七条第八 第百五条の六第三項、第百十八条 会社又は議決権の保有者が保 一第三項、 第八十五条第二項、 第五十六条第十項、 第二百七十二条の三 第二百七十二条の三 第二百七十一条の三 第二百七十 第九 次 第 次 有

一~四 (略)

2~4 (略

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

る。
人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とす第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一

ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ三条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により設一 総資産(特別勘定又は積立勘定(第三十条の三第一項(第六十

第一条の三 項、 する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、 項において同じ。 十四条第四項、 四十二第三項並びに第四十八条の二第二項、 一条の四第五項、 の株式又は持分に係る議決権とする。 第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。 五十八条第五項、 十三第二項、 十一第五項、 十二第三項、 第百二十七条第二項、 法第二条第十五項 第二百七十二条の三十四第二項及び第二百七十二条の 第二百七十二条の三十二第三項、 第二百七十二条の二十一第二項、 第百五条第三項、 第二百七十一条の五第四項、 第五十八条の三第三項、 の規定により、 第 一百七十一条の三第二項、 (法第二条の二第二項、 第百五条の六第三項、第百十八条 会社又は議決権の保有者が保有 第八十五条第二項、 第五十六条第十項、 第二百七十二条の三 第二百七十二条の三 第二百七十一条の三 第百七条第八 第二百七十 次 第 次

一~四 (略)

2~4 (略)

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制理

人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とす第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一

る。

ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ三条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により設一総資産(特別勘定又は積立勘定(第三十条の三第一項(第六十

額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。 じ。) にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計 規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同 及び第四十八条の五第二項において同じ。)のうち同一人に対す 積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号 ⑥において同じ。)を設ける場合においては、当該特別勘定又は る運用に係る次に掲げる資産の額 (その他有価証券(財務諸表等 次号において同じ

における当該同一人が発行する株式を除く。 同 及び第百四十条の三第 及び株式 当該同一人が発行する社債 号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をい 人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合 第五十三条の二第二 (出資を含む。 一項第一 項、 以下このイにおいて同じ。 第五十三条の六の二第二 (短期社債 号イにおいて同じ。 (法第九十八条第六項 を除く。 一項第三号 (当該

(1) 掲げる者 法第百六条第 項第一号から第二号の二まで及び第八号に

(2)割合が百分の九十を下回らないもの 合計額を自己及びその子会社の収入金額の総額で除して得た 項第十四号に掲げる会社であって、 己及びその子会社 保険持株会社、 少 (次に掲げる会社に限る。 額短期保険持株会社及び法第百六条第 各事業年度において、 0 収入金額の

(i)

法第百六条第

項第

一号から第二号の二まで、

第八号及

を合計した額 ⑥において同じ。)を設ける場合においては、当該特別勘定又は

。)を合計した額 額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。 じ。) にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計 規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同 る運用に係る次に掲げる資産の額(その他有価証券(財務諸表等 及び第四十八条の五第二項において同じ。)のうち同一人に対す う。 第三号及び第百四十条の三第 第 当該同一人が発行する社債 号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をい 第五十三条の 第 項第四号 一 項 第 (短期社債 第五十三条の六の 号イにおいて同じ。 (法第九十八条第六項 次号において同じ 第

積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号 除く。 及び株式 (出資を含む。

び第十四号に掲げる者 保険持株会社並びに少額短期保険

持株会社

 $\left(iv\right)\left|\left(iii\right)\right|\left(ii\right)\right|$ 第五十六条の二第 一項各号に掲げる業務を専ら営む会社

第五十六条の二第九項各号に掲げる業務を専ら営む会社

(ii)に掲げるものを除く。 第二百十条の七第二項各号に掲げる業務を専ら営む会社

(v)第二百十一条の三十四第一項各号に掲げる業務を専ら営

む会社 (ii)からivまでに掲げるものを除く。)

ロ~へ (略)

2 • (略)

(略)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2 • (略)

るものは、次に掲げるものとする。 法第百六条第一項第十二号及び第十項に規定する内閣府令で定め

(略)

5 \ 8 (略)

基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二か 掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める 次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に 法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、

> ロ~へ (略)

(略)

2 • (略)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

4 2 • 3 法第百六条第一項第十二号及び第七項に規定する内閣府令で定め (略)

るものは、次に掲げるものとする。

9 5 \ 8 掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める 基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二か 次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、 (略) (略)

ら第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければな

らない。

10 _ ~ 七 (略) (略

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略

等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十 当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主 五号に規定する持株会社とする。 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、

当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が 条第一項第十五号に規定する持株会社とする。 その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同 法第百六条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、

8 当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、そ の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第 項第十五号に規定する持株会社とする。 法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、

に規定する内閣府令で定めるものは、 法第百六条第七項 (同条第九項において準用する場合を含む。) 次に掲げる業務を専ら営む会

社とする。

ら第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければな

らない。

一~七 (略

10

略

第五十六条の二 (保険会社の子会社の範囲等) (略

6

等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十 当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主 四号に規定する持株会社とする。 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるもの

7 当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が 条第一項第十四号に規定する持株会社とする。 その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同 法第百六条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは

8 当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、 の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第 項第十四号に規定する持株会社とする。 法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、

9 社とする。 に規定する内閣府令で定めるものは、 法第百六条第四項 (同条第六項において準用する場合を含む。 次に掲げる業務を専ら営む会

一~三 (略)

10

(略)

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五十七条 (略)

に掲げる事由とする。 2 法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号

**・(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請|(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請|

することの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げるに規定する子会社対象保険会社等をいう。以下同じ。)を子会社と

保険会社は、子会社対象保険会社等(法第百六条第七項

書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

第五十八条

一~六 (略)

2 (略)

第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項にお 保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社(法

認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付しいて同じ。)以外の会社を引き続き子会社とすることについての承

て金融庁長官に提出しなければならない。

理由書

10 (略) (略)

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五十七条 (略)

2

に掲げる事由とする。 法第百六条第五項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請

等)

書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならな。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等(法第百六条第四項

い

2 (略) (略)

(新設)

C

する方針を記載した書面 当該承認に係る子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の会社に関する次に掲げる

書舞

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ業務の内容を記載した書類

○書類○の他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができの他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる。

む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書類ニー役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含

四 その他法第百六条第五項の規定による承認に係る審査をするた

め参考となるべき事項を記載した書類

よる認可について準用する。 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定に

について準用する。 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第九項の規定による認可

6 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社る場合は、当該保険会社が法第百六条第七項の認可を受けて他の保第五十八条の四 法第百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定め

、· Ⅲ - ′ 。 前二項の規定は、法第百六条第五項ただし書の規定による認可に

ついて準用する。

3

について準用する。 4 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第六項の規定による認可

5| (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社||る場合は、当該保険会社が法第百六条第四項の認可を受けて他の保第五十八条の四 法第百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定め

を子会社とした場合とする。

2 • (略)

(届出事項等)

第八十五条 る場合は、次に掲げる場合とする。 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定め

〈 匹 略)

四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社 (法第百

六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。 十四条及び第一 一百四十六条第 項第八号の二において同じ。 第七号の二、 第九

外の会社を子会社としようとする場合

四の三 (略)

五~七 (略)

七の二 となった場合 を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有すること 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権

七の三 (略)

七の四 おいて特殊関係者という。)を新たに有することとなった場合 に掲げる者に該当する者 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれか (子会社を除く。 次号及び第七号の六に

2 6 (略

七の五~十七

(略

を子会社とした場合とする。

2 • (略)

(届出事項等)

第八十五条 る場合は、次に掲げる場合とする 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定め

_ { 匹 (略

(新設)

四の一 (略

五~七 (略)

七の二 六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社 第九十四条にお (法第百

又は保有することとなった場合

て同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得

七の三 (略)

七の四 に掲げる者に該当する者 者という。)を新たに有することとなった場合 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれ (次号及び第七号の六において特殊関係

七の五~十七

(略)

2 6 (略

(保険契約移転手続中の契約に係る通知事項)

(新設)

第八十九条の二 転後における移転対象契約 先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況 に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移 比率をいう。 充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる を示す比率(法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の 定める事項は、 以下この条において同じ。 第八十八条の三に規定する事項、 法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で (移転するものとされる保険契約をいう 及び保険契約の移転の日 移転会社及び移転

次条第二項において同じ。)に関するサービスの内容とする。

(保険契約の移転の認可の申請

(略)

第九十条

前項の認可申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

一 5 五 (略)

びに責任準備金の額を記載した書面 移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類 ことに保険契約者の数、 移転会社を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び 保険契約の件数及び保険金額の合計額並

七~十 (略

(保険契約の移転の認可の申請

第九十条

(略)

2 前項の認可申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

一 <u>;</u> 五.

(略)

れる保険契約(以下この項において「移転対象契約」という。) 移転会社を保険者とする保険契約について、移転するものとさ

額並びに責任準備金の額を記載した書面 種類ごとに保険契約者の数、 及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の 保険契約の件数及び保険金額の合計

七~十 (略

場合を含む。)に定める割合を超えなかったことを証する書面四項(法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する数又はその者の第八十九条に規定する金額が、法第百三十七条第十一 法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の

十二·十三 (略)

(計算書類に関する公告事項)

分に応じ、当該各号に定めるものとする。
よる催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定に第百五条の二の四法第百七十三条の四第二項第三号に規定する内閣

最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(分割当事会社(法第百七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条及び第百五条の五の四において同じ。)又は会社法第七百八十九条第二項第三号(債権者の異議)の株式会社(吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。)をいう。以下この条において同じ。)が同法第四百四十条第一項(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項(計算書類の公を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項(計算書類の公を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項(計算書類の公告をむ。)の規定とは第四百四十条第二項(計算書類の公告を含む。)の規定とは第四百四十条第二項(計算書類の公告を含む。)の規定とは第四百四十条第二項(計算書類の公告を含む。)の規定とは第四百四十条第二項(計算書類の公告を含む。)の規定とは第四百四十条第二項(計算書類の公告を含む。)の規定とは第四百四十条第二項(計算書類の公告を含む、)の規定とは第四百四十条第二項(計算書類の公告を含む、)の規定とは第四百四十条第二項(計算書類の公告を含むとの表別に対する場合に対する。

|->六 (略)

含む。)に定める割合を超えなかったことを証する書面 法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を 数又はその者の前条に規定する金額が、法第百三十七条第四項(十一 法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の

十二・十三(略)

(計算書類に関する公告事項)

分に応じ、当該各号に定めるものとする。
よる催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定に第百五条の二の四 法第百七十三条の四第二項第三号に規定する内閣

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会事会社(分割当事会社(法第百七十三条の四第二項に規定する分割当事会社(分割当事会社(法第百七十三条の四第二項に規定する分割当以下この条において同じ。)又は会社に限る。)をいう。吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社(吸収分割株式会社、以下この条において同じ。)が同法第四百四十条第一項(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項(計算書類の公告)の規定により公告会社法第四百四十条第二項(計算書類の公告)の規定により公告会社法第四百四十条第二項(計算書類の公告)の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ〜ハ (略

二~六 (略)

(分割手続中の契約に係る通知事項)

第百五条の五の四 社分割により承継させるものとされる保険契約をいう。 力の充実の状況を示す比率並びに分割後における分割対象契約 て同じ。 かの基準に係る算式により得られる比率をいう。 を含む。 近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 定める事項は、 (法第百三十条 及び保険契約の の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどう 第百五条の三各号に掲げる事項、 (法第二百七十二条の二十八において準用する場合 法第百七十三条の五第 承継の日に見込まれる保険金等の支払能 項に規定する内閣府令で 以下この条におい 分割当事会社の直 次条第

第六号において同じ。)に関するサービスの内容とする。

(会社分割の認可の申請)

第百五条の六 保険会社等は、 付して金融庁長官等に提出しなければならない。 る認可を受けようとするときは、 法第百七十三条の六第一項の規定によ 認可申請書に次に掲げる書類を添

(略)

会社分割により保険契約を承継させる場合においては、 次に掲

げる書面

保険契約の区別を明示して、 する保険契約について、分割対象契約及び分割対象契約以外の 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者と 保険契約の種類ごとに保険契約者

(新設

(会社分割の認可の申請

第百五条の六 保険会社等は、 る認可を受けようとするときは、 付して金融庁長官等に提出しなければならない。 法第百七十三条の六第一項の規定によ 認可申請書に次に掲げる書類を添

一 5 五. (略)

会社分割により保険契約を承継させる場合においては、 次に掲

げる書面

イ する保険契約について、 る保険契約 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者と (以下この号において 会社分割により承継させるものとされ 一分割対象契約」という。

第百六十八条 第百六十七条の二 移転対象契約 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における 以下この条において同じ。 適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。 第百六十六条の三に規定する事項、 法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 法第百三十八条第 七~二十一 (日本における保険契約の移転の認可の申請 前項の認可申請書には、 おいて同じ。 (日本における保険契約の移転手続中の契約に係る通知事項) の数、 の額を記載した書面 (略) 保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備 (略) (略) (移転するものとされる保険契約をいう。)に関するサービスの内容とする。 法第二百十条第一項において読み替えて準用する 項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、 次に掲げる書類を添付しなければならな)及び保険契約の移転の日に見込まれる 移転会社及び移転先会社の直近 次条第二項 金 2 $\frac{2}{4}$ 第百六十八条 (新設) V) 七~二十一 (日本における保険契約の移転の認可の 前項の認可申請書には、 合計額並びに責任準備金の額を記載した書面 の種類ごとに保険契約者の数、 及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約 (略 (略) (略 (略) 次に掲げる書類を添付しなければならな 保険契約の件数及び保険金額 申 請

V)

一~五(略)

額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面 険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保 移転会社を保険者とする日本における保険契約について、移転

七~十 (略)

証する書面 に定める割合を超えなかったことを えて適用する場合を含む。)に定める割合を超えなかったことを 写三十七条第四項(法第二百五十一条第二項の規定により読み替 条に規定する金額が、法第二百十条第一項において準用する法第 の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第百六十七十一 法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第二項

十二·十三 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2~8 (略)

社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなけれ業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第

一~五 (略)

険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面 、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保」という。)及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して「移転対象契約(以下この項において「移転対象契約」

七~十 (略)

「 一 一 法第二百十条第一項において準用する法第百三十七条第二項の規間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定

面

十二·十三 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

2~8 (略)

第

一百十条の七

社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなけれ、業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第2 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で

ばならない。

_ { 七

(略)

(略)

10

第

一百十一条の二十九

削除

(業務運営に関する措置)

第 第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に関 一百十一条の三十 次に掲げる措置を講じなければならない。 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三

(略)

を確保するための措置 保険募集に際して、 次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うこと 少額短期保険募集人が、 保険契約者に対し

(略)

口 ら第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万 保険の保険金額の合計額は、 少額短期保険業者が一の被保険者について引き受ける全ての を超えてはならないこと。 二千万円 令第 条の六第 一号か

ばならない。

一~七 (略)

10 (略)

第 一百十一条の二十九 (低発生率保険) 令第三十八条の九第

(業務運営に関する措置)

保険

(自動車の運行に係るものを除く。

で定める保険は、

個

人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする

項に規定する内閣府令

とする。

第二百十一条の三十 第二項において準用する法第百条の二の規定により、 次に掲げる措置を講じなければならない。 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三 その業務に関

(略)

Ξ を確保するための措置 保険募集に際して、 次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うこと 少額短期保険募集人が、 保険契約者に対し

(略)

口 を含むものがある場合には、 十八条の九第 0 保険の保険金額の合計額は、 少額短期保険業者が一の被保険者について引き受けるすべて 項に定める保険をいう。 二千万円)を超えてはならないこ 千万円 (低発生率保険 次条において同じ。 (令第三

類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社を 第 険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。 険金の支払又は損害の塡補 号に掲げる保険が含まれる場合に、 保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほか同条第 第 以下このハ及び次条第二項において「総保険金額」という。 係る普通保険約款において当該保険契約の保険期間の中途で被 はその親族を被保険者とする保険契約のうち、 代表者又は管理人を含む。 いう。)又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体の代 超えてはならないこと(一の会社若しくはその連結子会社等 のハ及び次条第二項において「上限総保険金額」という。 き傷害死亡保険にあっては六億円から調整規定付き傷害死亡保 亡保険」という。 とされているもの 該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されること 払等」という。 条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額 少 条の二第 条の六第五号に掲げる傷害死亡保険については、 それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額 、額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令第 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの 一項の規定により当該会社と連結してその計算書)以外の保険にあっては三億円、 により、 (以下このハにおいて 同号に掲げる保険の保険金額から当 (以下このハにおいて を保険契約者とし、 当該傷害死亡保険に係る保 「調整規定付き傷害死 当該保険契約に その構成員又 「保険金の支 調整規定付 同 以下こ の被

ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと。少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受けるすべ

た金額 金額。 を超えてはならないことを含む。 き傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した 約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までの期間に 険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契 期間の終了の日又は超過日後に当該保険契約者が当該保険契約 規定付き傷害死亡保険にあっては六億六千万円から調整規定付 定付き傷害死亡保険以外の保険にあっては三億三千万円. おいて、 このハにおいて ることとなる場合にあっては、 保険者を増加させることができることとされている保険契約に に係る保険と令第一条の六各号に掲げる保険の区分が同 で総保険金額が上限総保険金額を超えることとなった日 ついて 次条第二 (同条第五号に掲げる傷害死亡保険については、 当該保険契約の保険期間の中途で被保険者を増加させ 総保険金額は上限総保険金額に百分の百十を乗じて得 一項において 「超過日」という。 「特例上限総保険金額」という。 当該保険契約の保険期間の中途 から当該保険契約の保険 調整規 (以 下 調整 の保

四~七 (略)

(保険金額の上限等に関する措置)

四~七 (略)

(保険金額の上限等に関する措置)

第一

むものがある場合には、二千万円(当該一の被保険者当たりの低発保険者について引き受けるすべての保険の合計額が千万円(当該一の被引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が千万円(当該一の被二百十一条の三十一 少額短期保険業者は、一の被保険者について

2 保険 当たりの令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の 合計額が、それぞれ当該各号に定める金額を超えないための適切な 金額を含む。 額短期保険業者は、)を超えないための適切な措置及び一の被保険者 総保険金額が上限総保険金額 (特例上限総 2

措置を講じなければならない。

(保険契約移転手続中の契約に係る通知事項)

社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示 おける移転対象契約 まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後に 状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率を る場合を含む。 する法第百三十八条第 比率 百十一条の六十三の二 一項及び第二百十一条の六十六において同じ。 第 以下この条において同じ。 (法第百三十条 一百十一条の六十二に規定する事項、 又は法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の (移転するものとされる保険契約をいう。 (法第1 項 第三 法第二百七十二条の二十九にお 一百七十二 一号に規定する内閣府令で定める事項 及び保険契約の 一条の二十八において準用す 移転会社及び移転先会 移転 に関するサー の日に見込 いて準用

> る保険金額の合計額がそれぞれ千万円以下である場合に限る。 生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係 を超えないための適切な措置を講じなければならない。

を除く。 ばならない。 の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞ うちに低発生率保険を含むものがある場合にあっては、 れ当該各号 人を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの令第一条 少額短期保険業者は、 に定める金額を超えないための適切な措置を講じなけ (当 該 の被保険者について引き受けるすべての保険の 一の保険契約者に係る被保険者の総数が百 同条第六号

(新設)

スの内容とする。

(保険契約の移転の認可の申請

一百十一条の六十四 (略)

添付しなければならない。 ついては、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限る。)を .項の認可申請書には、次に掲げる書類(第十号に掲げる書類に

(略)

びに責任準備金の額を記載した書面 ごとに保険契約者の数、 移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類 移転会社を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び 保険契約の件数及び保険金額の合計額並

十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条 を超えなかったことを証する書面 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定める割合 百十一条の六十三に規定する金額が、 第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第二 において準用する法第百三十七条第四項 法第二百七十二条の二十九 (法第二百五十一条第1

(略

(保険契約の移転の認可の申

一百十一条の六十四 略

2

ついては、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限る。)を 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(第十号に掲げる書類に

一 <u>分</u> 五. (略)

添付しなければならない。

の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書 別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約 移転対象契約」という。)及び移転対象契約以外の保険契約の区 れる保険契約 移転会社を保険者とする保険契約について、 (以下この項及び第二百十一条の六十六において 移転するものとさ

面

七~十一

(略

十三・十四 十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七 とを証する書面 み替えて適用する場合を含む。)に定める割合を超えなかったこ 法第百三十七条第四項 に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する 第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条 (法第二百五十一条第二項の規定により読

(標準処理期間)

第 するよう努めるものとする。 に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達 したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を る次の各号に掲げる免許、 一百四十六条 内閣総理大臣等は、 許可、 認可、 法、 令又はこの府令の規定によ 承認若しくは指定又は登録

〈八 (略)

八の二 法第百六条第六項の規定による保険会社の子会社となった

子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについて

の承認 三十日

(略)

九の二~二十六 法第百六条第七項の規定による子会社の認可 九十日

(略)

(標準処理期間)

第一 る次の各号に掲げる免許、 するよう努めるものとする。 したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達 一百四十六条 内閣総理大臣等は、 許可、 認可、承認若しくは指定又は登録 法、 令又はこの府令の規定によ

一~八 (略)

(新設)

九の二~二十六 九 法第百六条第四項の規定による子会社の認可 (略

九十日

(略)

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成十八年内閣府令第九号)

は、(全界)に対する場合にあっては、何友賢匠に 、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士 、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士 が照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて が照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて が照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて が照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて が照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて が照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて が照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて が開表に計上された資産の数量及び価額が相当であることに対する規則 第二十五条 のは「法人」とある のは「法人」と、同条第二号中「会社」とある 第二十五条 のは「法人」と、同条第三号中「会社」とある のは「特定少額短期保険業者に係る登録申請の添付書類)	万	一項において同じ。)である場合においては、法第二百七十二条の則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。附則第三十五条第する法律(平成二十二年法律第五十一号)による改正前の改正法附する法律(平成二十二年法律第五十一号)による改正前の改正法附する法律(平成二十二条第一項の規定による登録を受けようとする第八条 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする所 則	改正案
て、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについいのは「法人」と、同条第三号中「書類」とあるのは「書類及び貸第二十五条 改正法附則第十五条第一項に規定する法人に対する新規第二十重額 改正法附則第十五条第一項に規定する法人に対する新規	書類のほか、次に掲げる書類は、る内閣府令で定める書類は、	一項において同じ。)である場合においては、法第二百七十二条の則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。附則第三十五条第者が特定保険業者(保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正第八条 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする所、則 則	現行

るのは 行っている保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的か 限る。)」とあるのは 該取締役及び監査役」とあるのは「当該役員」と、同条第七号中 ろうとする者の名簿)」とあるのは「書面」とする。 が つ妥当な方法により積み立てられていることについて、 ついて不動産鑑定士を含む。) 「取締役及び監査役 確認した結果を記載した意見書」と、 「取締役及び監査役 第五号において同じ。)」とあるのは「役員」と、同条第五号 以下この号において同じ。)」とあるのは「役員」と、 「社員」と、 (委員会設置会社にあっては、 書面 「限る。)及び登録申請時において引受けを (会計参与設置会社にあっては、会計参与を (相互会社の場合にあっては、 が確認した書類」と、 同条第八号中「株主」とあ 取締役及び執行 同条第四号中 保険計理人 社員にな 当

(特定少 |額短期保険業者の出資額等の減少の申請等|

.掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 金融庁長官は、

前項の規定による認可の申請があったときは、

次

第

(略)

成七年政令第四百二十五号。 出資の額又は基金の総額の減少後において、 を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。 申請特定少額短期保険業者の出資の額又は基金の総額が、 第三十八条の三に規定する額以上であり、 附則第三十八条において「令」とい 保険業法施行令 かつ、 その業務 当該 伞

> 行役。 あるのは「社員」と、 当該取締役及び監査役」とあるのは「当該役員」と、同条第七号中 号中「取締役及び監査役 について不動産鑑定士を含む。)が確認した書類」 人が確認した結果を記載した意見書」と、 かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、 を行っている保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的 を含む。 なろうとする者の名簿)」とあるのは「書面」とする。 「限る。)」とあるのは 「取締役及び監査役 第五号において同じ。)」とあるのは「役員」と、 以下この号において同じ。)」とあるのは (委員会設置会社にあっては、 書面 (会計参与設置会社にあっては、会計参与 「限る。)及び登録申請時において引受け (相互会社の場合にあっては、 同条第八号中 と 「役員」と、 取締役及び執 同条第四号 「株主」と 同条第 保険計

(特定少額短期保険業者の出資額等の減少の申請等)

第 一十六条 略

2 に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 金融庁長官は、 前項の 規定による認可の申請があったときは、 次

成七年政令第四百二十五号。 出資の額又は基金の総額 、業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。 という。 申請特定少額短期保険業者の出資の額又は基金の総額が、)第三十八条の三に規定する額以上であり、 の減少後において、 附則第三 一十八条第一項において 保険業法施行令 当該 伞

記載する事項等) (特定少額短期保険業者の業務及び財産の状況に関する説明書類に

処 計算書(相互会社にあっては、 六条の基金償却積立金を含む。 純利益又は当期純損失 締役及び執行役)」とあるのは 金の総額」 拠出額の多い順に五以上」と、 面 又は基金の総額 純損失)」とあるのは 金拠出者」と、 っては、 一十七条 理 及び基金等変動計算書)」とあるのは 額及び発行済株式の総数 (連結財務諸表を作成しない場合に限る。 規定の適用については、 に関する書面」とする。 同号ニ中 号口 持株数の多い順に十以上」とあるのは 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の三十 (11)「取締役及び監査役 同 と 「発行済株式の総数」とあるの 「持株数」とあるのは「出資の額又は基金拠出 「項第五号ニ及びホの規定は適用しない。 同項第五号イ中「、 (相互会社にあっては、 「当期純剰余又は当期純損失」と、 (相互会社にあっては、 この場合において、 同条第一) の総額) 「株主」とあるのは 剰余金処分又は損失処理に関する書 「役員」と、 (委員会設置会社にあっては、 項第一号口中 「及び剰余金処分又は損失 」とあるのは キャッシュ・フロー 同項第三号口中 及び株主資本等変動 当期純剰余又は当期 は 「出資の額又は基金 同項第 「出資の額又は基 基金 「出資者又は基 「株式会社にあ 「出資の額 (法第五十 号 「資本金 「当期 -計算 額 取 同 第

適用しない。 - 規則第二百十一条の三十八の規定は、特定少額短期保険業者には

(特定少額短期保険業者の業務及び財産の状況に関する説明書類に

記載する事項等)

算書 期純利益又は当期純損失 動計算書(相互会社にあっては、 期純損失)」とあるのは 取締役及び執行役)」とあるのは 基金の総額」と、 基金拠出者」と、 あっては、 失処理に関する書面 書面及び基金等変動計算書)」とあるのは 額又は基金の総額」と、 十六条の基金償却積立金を含む。 金の額及び発行済株式の総数 金拠出額の多い順に五以上」と、 十七の規定の適用については、 一十七条 項第三号口(11) (連結財務諸表を作成しない場合に限る。 同号ニ中 持株数の多い順に十以上」とあるのは「出資の額又は 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の三 「取締役及び監査役(委員会設置会社にあっては 同 「持株数」とあるのは 「発行済株式の総数」とあるのは 項第五号ニ 」とする。 同項第五号イ中 「当期純剰余又は当期純損失」と、 (相互会社にあっては、 (相互会社にあっては、 この場合において、 及びホの規定は適用しな 同条第一)の総額)」とあるのは 剰余金処分又は損失処理に関する 「役員」と、 「株主」とあるのは 項第一号口中 「出資の額又は基金拠出 「及び剰余金処分又は損 キャッシュ・フロー計)及び株主資本等変 同項第三号 当期純剰余又は当 同項第 「出資の額又は 基金 「出資者又は 「株式会社に 立中 (法第五 「出資の 号ハ、 「資本

(特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請)

第 照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、 場合において、 転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対 転先会社」とあるのは 合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、 一十九条 とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき の規定の適用については、 て不動産鑑定士を含む。 (確認すべき資産が不動産である場合にあっては、 弁護士法人、公認会計士、 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十 同項第十三号の規定は適用しない。 「移転先会社」と、)が確認した書類その他」 同条第二項第三号中 監査法人、税理士又は税理士法 同項第十四号中 「移転会社及び移 当該資産につ とする。 「その他 この 移 第

(特定少額短期保険業者の事業譲渡等の認可の申請)

るのは「株主総会等(これに相当するものを含む。)」とする。の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会等」とあ第三十条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十七

^ (特定少額短期保険業者の業務及び財産の管理の委託の認可の申請

九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受第三十一条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十

(特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請

法人(確認すべき資産が不動産である場合にあっては、 対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについ 移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借 他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づ 移転先会社」とあるのは 十四の規定の適用については、 の場合において、 ついて不動産鑑定士を含む。 き合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて 一十九条 弁護士、 弁護士法人、 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六 同項第十二号の規定は適用しない。 公認会計士、 「移転先会社」と、)が確認した書類その他」 同条第二項第三号中 監査法人、 同項第十四号中 税理士又は税理 「移転会社及び とする。 当該資産に

、特定少額短期保険業者の事業譲渡等の認可の申請)

あるのは「株主総会等(これに相当するものを含む。)」とする。七の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会等」と第三十条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十

(特定少額短期保険業者の業務及び財産の管理の委託の認可の申請

十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び第三十一条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六

託会社」とあるのは「受託会社」とする。

(特定少額短期保険業者の管理委託契約の変更又は解除の認可の申

111111

会社」とあるのは「受託会社」とする。 の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託 第三十二条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の七十 第:

(合併の認可の申請)

る書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げ第三十五条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十三項

一~九 (略)

る規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類で同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関すで定める業務を専ら営む会社をいう。次条第一項第十一号においで定める業務を専ら営む会社をいう。次条第一項第十一号においる法人が当該合併により少額短期保険子会

十一・十二 (略)

2 · 3 (略)

(会社分割の認可の申請)

第三十六条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項

受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

請)

(特定少額短期保険業者の管理委託契約の変更又は解除の認可の申

託会社」とあるのは「受託会社」とする。十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受第三十二条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の七

(合併の認可の申請)

る書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げ第三十五条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十三項

一〜九 (略)

る新規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類で同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関すで定める業務を専ら営む会社をいう。次条第一項第十一号においた対象会社(法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令

十一·十二 (略)

2 •

略

(会社分割の認可の申請)

| 第三十六条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項

る書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げ

~十 (町)

項第四号に掲げる書類する場合には、当該子会社対象会社に関する規則第五十八条第一十一 当該会社分割により少額短期保険子会社対象会社を子会社と

十二~十四 (略)

2

せて提出しなければならない。 一項の認可申請書は、規則第百五条の六第一項の認可申請書とあわる 保険会社等を一部の当事者とする会社分割の場合にあっては、第

4 • 5 (略)

(人の重度の障害の状態)

ものは、次の各号に掲げるものとする。第三十七条 改正令附則第三条第一号ハに規定する内閣府令で定める

·二 (略)

(低発生率保険)

める保険は、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険第三十七条の二 改正令附則第三条第一号トに規定する内閣府令で定

(新設

(自動車の運行に係るものを除く。) とする。

る書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げ

一~十 (略)

一項第四号に掲げる書類する場合には、当該子会社対象会社に関する新規則第五十八条第十一 当該会社分割により少額短期保険子会社対象会社を子会社と

十二~十四 (略)

(略)

3 2

4·5 (略)

(人の重度の障害の状態)

のは、次の各号に掲げるものとする。第三十七条。改正令附則第三条第三号に規定する内閣府令で定めるも

一•二 (略)

- 25 -

(保険金額の上限等に関する措置)

第三十八条 ならない。 千万円 保険者以外の者である場合にあっては、 被保険者をいう。 険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額につい ついては三千万円)を超えないための適切な措置を講じなければ の保険金額の合計額については五千万円))被保険者が既被保険者 当該一の被保険者当たり一 (同条第) 特定保険業者であった少額短期保険業者等は、 一号イからへまでに掲げる保険の保険金額の合計額 以下この項において同じ。 (改正令附則第三条第一号に規定する既 億円 (同号イからへまでに掲げる保 当 該 である場合にあって の被保険者当たり六 一の被保険者が既被 0 被保 て、

2 害 険契約者について引き受ける令第 係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置又は 険が含まれる場合に、 ついて引き受ける保険に傷害死亡保険のほか同条第一号に掲げる保 いう。) に応じた保険金額の合計額 の塡補 (同条第五号に掲げる傷害死亡保険については) おいて に相当する部分が減額されることとされているもの 特定保険業者であった少額短期保険業者等は、一の保険契約者に 同号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金 が、 「調整規定付き傷害死亡保険」という。 (以下この項におい それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金 当該傷害死亡保険に係る保険金の支払又は損 (以下この項において「総保険金額」と 7 保険金の支払等」 条の六各号に掲げる保険の区分 同 以外の保険にあ の被保険者に (以下この項 の保 額

(保険金額の上限等に関する措置)

第三十八条 額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ 険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計 を講じなければならない。 発生率保険 五千万円以下である場合に限る。 (当該一 (当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計 以下この条において同じ。 の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低 特定保険業者であった少額短期保険業者等は、 (令第三十八条の九第 を含むものがある場合には、))を超えないための適切な措 項に規定する低発生率保険をい 額が五千万 0 被保

円

2 保険者当たりの改正令附則第三条に掲げる保険の区分に応じた保険 係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置及び一の被 適切な措置を講じなければならない。 にあっては き受けるすべての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場 金額の合計額が、 特定保険業者であった少額短期保険業者等は、一の保険契約者に 同条第六号を除く。 それぞれ当該各号 に定める金額を超えないための (当該 の被保険者について引

則第 亡保険にあっては六億六千万円から調整規定付き傷害死亡保険以外 契約の保険期間の開始の日 保険契約の保険期間の終了の日又は超過日後に当該保険契約者が当 険契約の その他の 整規定付 死亡保険以外の保険にあっては! 該保険契約に係る保険と令第 ととなった日 きることとされている保険契約について、 て当該保険契約の保険期間の中途で被保険者を増加させることがで 者とする保険契約のうち、 人を含む。 えないため した金額。 っては三億円、 (同条第五号に掲げる傷害死亡保険については、 中途で被保険者を増加させることとなる場合にあっては、 の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険 又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体の代表者 条 団体で代表者又は管理人の定め 総保険金額は上限総保険金額に百分の 不の二第 保険期間の中途で総保険金額が上 書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。 :き傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計 以下この項において「上限総保険金額」 の適切な措置 を保険契約者とし、 (以下この項において 調整規定付き傷害死亡保険にあっては六億円から調 項の規定により当該会社と連結してその計算書類 (一の会社若しくはその連結子会社等 当該保険契約に係る普通保険約款にお の前日のいずれか早い日までの期間にお 条の六各号に掲げる保険 三億 その構成員又はその親族を被保険 「超過日」 二千万円 のあるものの代表者又は管理 一限総保険金額 当該保険契約の保険期間 百 という。 調整規定付き傷害死 十を乗じて得た金額 調整規定付き傷害 という。 の区分が同 を超えるこ から当該 額を控除 当該保 (法人

に関する経過措置) (特定保険業者であった少額短期保険業者等の責任準備金の積立て

十一条の四十六の規定に基づき計算した金額に加算して積み立てる保険計理人が適当と認めた方法に従って計算した金額を規則第二百件の項に規定する保険契約について、当該保険契約に基づく将来のめる期間を超える保険契約について、当該保険契約に基づく将来のめる期間を超える保険契約について、当該保険契約に基づく将来のめる期間を超える保険契約について、当該保険契約に基づく将来のののので規定する政策者が保有する改正法附則第十六条第十三項又は第一項に規定する保険業者が保有する改正法附則第十六条第十六項に規定する少額短期保険業第四十五条。改正法附則第十六条第十六項に規定する少額短期保険業

こととする

に関する経過措置) (特定保険業者であった少額短期保険業者等の責任準備金の積立て

第四十五条 改正法附則第十六条第十六項に規定する少額短期保険業第四十五条 改正法附則第十六条第十六項に規定する責任準備金の積立てに関し内閣府令で定める事項は一項に規定する保険期間が法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約について、当該保険契約に基づく将来のめる期間を超える保険契約について、当該保険契約に基づく将来ののおの履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額を新規則第二保険計理人が適当と認めた方法に従って計算した金額を新規則第二年十一条の四十六の規定に基づき計算した金額に加算して積み立てることとする。

 \bigcirc 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成二十三年内閣府令第二十三号)

(経過措置) (経過注)	
(経過措置) (経過注) (経過注) (経過注) (経過注) (経過注) (以下この条において「旧平成十八年改正符会」という。)附則第二条第一項の規定は、なおその関係では、なおその関係では、なおその関係では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

令の 十四第一 前の保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)」へ 法律の一部を改正する法律(平成22年法律第51号) 令第三十三号)」と、 よる改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政 令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百三十八号)附則第 令」という。)」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正 六十四の規定の適用につい ら第二十三条までの規定中 一条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令に 「改正法」という。)」とあるのは「保険業法等の一部を改正する ついては、 「保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号。以下 |百十一条の六十三の二及び第1 (同項に規定する移行法人をいい、 一改正法附則第3条第2項」とあるのは 以下「旧平成十七年改正法」という。)」と、 に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法 平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした 部を改正する政令 第十二条、 項第三号」と、 旧平成十八年改正府令附則第十六条中 規則第二百十一条の六十三の二及び第二百十一条の六 第十三条、 旧平成十八年改正府令附則第五条、第六条、 旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号 (平成十八年政令第三十三号。以下 ては、 「改正法」とあるのは「旧平成十七年改 第十五条、 同条第一 百十一 平成二十二年改正法による改 第十六条及び第十八条か 条の六十四の規定の適用 項第三号」 「同条第2項」とする 「第 一 附則第2条第1 「保険業法施行 とあるのは 二百十 一条の 一改正 2

いう。)」とあるのは 号。 則第3条第2項」とあるのは「同条第2項」とする。 等の一部を改正する法律 第九条、第十二条、第十三条、 令」という。)」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政 令の一部を改正する政令 等の一部を改正する法律 りなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法 改正する法律(平成22年法律第51号)附則第2条第1項の規定によ 正法」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中 ら第二十三条までの規定中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改 令第三十三号)」と、旧平成十八年改正府令附則第五条、第六条 よる改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政 令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百三十八号)附則第 一条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令に 以下「旧平成十七年改正法」という。)」と、 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を (平成17年法律第38号)」 心、 (平成17年法律第38号。 (平成十八年政令第三十三号。 第十五条、 第十六条及び第十八条か 以下 「保険業法施 「牧田牧」と 以下 「保険業法 一段田法系 一改正

人(同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法旧平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした

2

六十三の規定の適用については、 令の一部を改正する政令 令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十三号。以下 適用する旧平成十七年改正法」と、 条並びに附則別紙様式第一号の規定は、 受けた者を除く。 法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定によ 令第三十三号) 」と、 よる改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令 る書類を添付して、」とあるのは 七年改正法」という。) 附則第五条第八項の規定により読み替えて おその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の あるのは の場合において、 正後の保険業法等の一 一条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令に 部を改正する法律 て準用する法第百三十七条第四項 第十五条から第二十二条まで という。)」とあるのは -成二十二年法律第五十一号) み替えて適用する旧平成十七年改正法」 読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」 については、 (平成十七年法律第三十八号。 旧平成十八年改正府令附則第十五条中 部を改正する法律附則第二条第一 (平成二十三年政令第百三十八号) 「保険業法施行令の一部を改正する政 (第十七条を除く。 附則第二条第三項の規定によりな 旧平成十八年改正府令附則第四条 「届出書を」と、 「法第二百七十二条の二十九にお 「届出書に同条第二項に規定す (法第二百五十一条第1 なおその効力を有する。 と 「第二百十)及び第二十四 以下「旧平成十 (平成十八年政 「保険業法施行 項の 一項の規 「法第二 附則第 認 「改正 一改正 一条の 可を と

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令に 令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十三号。以下 の場合において、 条並びに附則別紙様式第一号の規定は、 受けた者を除く。 九において準用する法第百三十七条第四 法」とあるのは 令第三十三号)」と、 よる改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令 令の一部を改正する政令 令」という。)」とあるのは る書類を添付して、」とあるのは 適用する旧平成十七年改正法」と、 七年改正法」という。) 附則第五条第八項の規定により読み替えて あるのは 正後の保険業法等の一 おその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の (平成二十二年法律第五十一号) 部を改正する法律 条の六十三の規定の 読み替えて適用する旧平成十七年改正法」 第十五条から第二十二条まで 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法 「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定によ 旧平成十八年改正府令附則第四条中)については、 (平成十七年法律第三十八号。 旧平成十八年改正府令附則第十五条中 適用については、 部を改正する法律附則第二条第一 (平成二十三年政令第百三十八号) 「保険業法施行令の一部を改正する政 (第十七条を除く。 附則第二条第三項の規定によりな 旧平成十八年改正府令附則 「届出書を」と、 「届出書に同条第二項に規定す なおその効力を有する。 項 「法第二百七十二条の二十 (法第二百五十一条第1 と)」とあるのは)及び第二十四 「新規則第 以下「旧平成 (平成十八年政 「保険業法施行 「改正法」と 項 \hat{o} 附則 第四 認 改正 改 可 条

1)

則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二 附 第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法 改正前の保険業法等の 第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による る法第二百七十二条の二十九」と、 用する法」という。)第二百七十二条の二十九」と、同条第一号中 七十二条の二十九」とあるのは 百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項」とす 「法第二百七十二条の二十九」とあるのは おける保険業の貸借対照表」とあるのは "旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用す て「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適 部を改正する法律 とあるのは 第四条第七項において読み替えて適用する法(以下この節にお という。 規則第二百十一条の六十一各号列記以外の部分中「法第二百 (第二百十 一項及び第 以下この条において「旧平成十七年改正法」という。 (保険業法等の 同条第二号中 「移転先会社が外国保険会社等の場合にあっては、 一百十一条の六十六第三号において 第 附則第I 条の六十三条の二を除く。 百十 一部を改正する法律 (平成二十二年法律第五十一号) 附則第 一条第七項第一 一部を改正する法律 「法第二百七十二条の二十九」とあるのは 条の六十 「保険業法等の一部を改正する法律 「移転会社」とあるのは 号ホ(7)に規定する認可 から第二 「移転先会社が認可 (平成十七年法律第三十 「旧平成十七年改正法附 (第二百十一条の の規定の適用につい 一百十一 「平成十七年改 条の六十六)附則 移転 日本 特定 六十 特定

七項第 改正する法律 保険会社等の場合にあっては、 条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十 二百七十二条の二十九」とあるのは 第四条第七項において読み替えて適用する法」という。)第二百 替えて適用する法 替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読 平成十七年改正法」という。 十六第三号において「平成十七年改正法」 とあるのは えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、 とあるのは 十二条の二十九」と、 正する法律 力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第 十二年法律第五十一号) とする」とあるのは 保険業法等の一部を改正する法律の一 各号列記以外の部分中「法第二百七十二条の二十九」とあるの 条の六十六の規定の適用については、 「移転会社」とあるのは 一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。 「移転先会社が認可特定保険業者 「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替 (平成十七年法律第三十八号。 (第二百十一条の六十四第二項及び第 (以下この節において「旧平成十七年改正法附則 同条第一号中「法第二百七十二条の二十九_ 附則第二条第三項の規定によりなおその 新規則第)附則第五条第八項の規定により読 「移転業者」と、 日本における保険業の貸借対照表 一百十 「旧平成十七年改正法附則第 部を改正する法律 新規則第I という。 以下この条において「旧 条の六十 (保険業法等の 同条第二号中 「移転先会社が外国 _ 百 十 百十一 附則第1 カ 第二百十一条 ら第 条の六十 (平成) 条の六 一百 部 九 兀

場合にあっては一般社団法人及び一 保険業者をいう。 立てるべき金額及び未経過期間. 条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九に る法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四 合にあっては日本における保険業の貸借対照表。 紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、 十三条第二項 十九 「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用す -九において準用する法第百三十七条第四項 -四第二項第四号において同じ。 規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する おいて準用する法第百三十七条第一 おいて「公告等」という。 いて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは .則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の 「法第二百七十二条の二十九」とあるの (平成二十三年内閣府 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号) 「未経過期間」とあるのは 保険料の金額」 規則第二百十一条の六十三中 (同法第百九十九条において準用する場合を含む。 第二百十一条の六十四第二項において同じ。 」とあるのは ・総務省・法務省・文部科学省・厚生労)の時において被保険者のために積み と、 Ł, 般財団法人に関する法律第百二 「旧平成十七年改正法附則第四 項の公告」とあるのは 「法第二百七十二条の二十九 規則第一 「保険料の金額の合計額」と は 「法第二百七十二条の二 (法第二百五十一条第 「旧平成十七年改正 外国保険会社等の場 一百十一条の六十二 第二百十一条の六 (以下この条 「公告 別 0

。 」 と、 期間」 務省• び とあるのは 第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十 業の貸借対照表。 七条第一項の公告又は通知 て適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十 あるのは 九において準用する法第百三十七条第四項」と、 て適用する場合を含む。)」とあるのは 九」とあるのは 条において準用する場合を含む。 の六十四第二項において同じ。 十七条第一 百三十七条第四項 み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」 た貸借対照表、 表及び認可特定保険業者等に関する命令 条の六十三中 国土交通省・環境省令第一号) の時において被保険者のために積み立てるべき金額及び未経過 般財団法人に関する法律第百二十三条第二項 と 法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・ 新規則第二百十一条の六十二 「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替え 項の公告」とあるのは 「法第二百七十二条の二十九において準用する法第百 「保険料の金額の合計額」 外国保険会社等の場合にあっては日本における保険 「法第二百七十二条の二十九において準用する法 「旧平成十七年改正法附則第四条第七項におい 第二百十一条の六十四第二項第四号において (法第二百五十一条第二項の規定により読み替え (以下この条において の場合にあっては一 別紙様式第一号第三により作成)の規定により作成した貸借対照 「公告等」 中 (平成二十三年内閣府・総 「旧平成十七年改正法附則 「法第二百七十二条の二十 新 ٤ 規則第 と 「公告等」という 「未経過期間」と (同法第百九 「保険料の 新規則第一 一般社団 百 経済産業省 +条の六 法 一百十 · て読 十九 人及

替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、 準 載した書面」 するものとされる財産について、 用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十六条 転先会社の連名の認可申請書を」とあるのは する法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転 転業者」と、 るのは「移転業者」と、 会社」とあるのは「移転業者」と、 適用する法第二百七十二条の二十九」と、 るのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて 用する法第百三十五条第 とあるのは とあるの 保険会社等の場合にあっては、 において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において とあるのは 項に規定する株主総会等をいう。 則第二百 (旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適 同項第七号中 同条第一 は とあるのは 同項中 十一条の六十四第 「移転業者」と、 「責任準備金の額」 「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み 「貸借対照表」と、 一項第二号中 八 同項第六号中「移転会社」 八 準備金の額」とあるのは 法第二百七十二条の二十九において準用 一項の契約により移転対象契約とともに 旧平 「株主総会等」とあるのは 一項中「法第二百七十二条の二十九 「法第二百七十二条の二十九」とあ とあるのは 日本における保険業の貸借対照表 その種類ごとに数量及び価額を記 成十七年改正法附則 同項第五号中 「貸借対照表(移転先会社が外 _ と 同項第三号中「移転会社 「責任準備金に相当す 「認可申請書を移転業 同項第四号中 「移転会社及び移 「移転会社」とあ とあるのは 「準備金に相当 第四条第七 「株主総 移転 移

ے کر ついて、 項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財 同項第六号中「移転会社」とあるのは 照表」と、 法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条 条の二十九」と、 第 用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五 っては、日本における保険業の貸借対照表)」とあるのは 業者」と、 会等をいう。 の二十九において準用する法第百三十六条第一項に規定する株主総 正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二 請書を」とあるのは 七十二条の二十九」と、 七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百 十四第一項中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは 金の額」とあるのは 八 一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは 「準備金の額」 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第 項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財 「株主総会等」とあるのは 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて その種類ごとに数量及び価額を記載した書面」とあるのは 同項第五号中 「貸借対照表) と とあるのは 同項第三号中「移転会社」とあるのは 「認可申請書を移転業者の」と、 「責任準備金に相当する額」と、 同項第四号中 「移転会社及び移転先会社の連名の認可 「移転会社」 (移転先会社が外国保険会社等の場合にあ 「準備金に相当する額」と、 「株主総会等 「移転会社」とあるのは とあるのは 「移転業者」と、 (旧平成十七年改正 「旧平成十七年改 「移転業者」と、 同項第七号中 同条第 同項中 旧 「移転業者 「責任準備 「貸借 平成 「移転 一項第 産

者の数又はその者の前条に規定する金額が、 替えて適用する場合を含む。)に定める割合を超えなかったことを 二条の二十九」と、「公告」とあるのは「公告又は通知」と、 えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理 か て準用する法第百三十七条第二 七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九におい 証する書面」とあるのは「十二 旧平成十七年改正法附則第四条第 法第百三十七条第四項 条に規定する金額が、 七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前 る保険契約について、イに定める事項を記載した書面」と、 移転するものとされる財産について、 保険金の支払事由を記載した書面 九において準用する法第百三十七条第四項に定める割合を超 |第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二 正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十 「十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十 (平成十七年改正法附則第四条第 号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは たことを証する書面 の種類 載した書面 保険契約者の範囲、 次に掲げる書面 八の二 法第二百七十二条の二十九において準用する (法第二百五十一条第二項の規定により読み 移転先会社が認可特定保険業者である場 十二の二 一項の期間内に異議を述べた保険契約 被保険者又は保険の目的の範囲及 イ その 項及び第二項において読み替 移転先会社が認可特定保険業 口 移転対象契約について、 種類ごとに数量及び 移転先会社を保険者とす 旧平成十七年改正法附 「旧平成十七年 人の 同項第 選任 その 同項 えなな 価 額

る書面 の範囲、 二条の二十九において準用する法第百三十七条第二項の期間内に異 において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、 載した書面 則第四条第 第百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面 読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法 条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の む。)に定める割合を超えなかったことを証する書面」とあるのは 法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含 第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項 議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、 告」とあるのは「公告又は通知」と、 に定める事項を記載した書面 に規定する金額が、 適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七 産について、 「十二 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて 一条の二十九」とあるのは 十二 の 二 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、 項 被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記 の規定により保険 その種類ごとに数量及び価額を記載した書 項及び第 移転先会社が認可特定保険業者 口 移転対象契約について、 移転先会社を保険者とする保険契約につい 旧平成十七年改正法附則第四条第七項におい 二項において読み替えて準用する法第百二十 計理人の選任を要する者に限る。) であ 「旧平成十七年改正法附則第四条第七項 と 同項第十一号中「法第二百七十 その保険の種類、 同項中「十二 法第二百七十 (平成十七年改正 保険契約者 面 次に掲げ て、 八 の 二 前 1 法

条第

険業者 者の金融庁長官等と同 れる旨の意見を含む。) 移転先会社に係る部分に限る。 要する者に限る。 る場合にあっては、 を管轄する財務局長 る少額短期保険業者に限る。 た特定保険業の全部又は る旨の意見 七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百 行政機関が作成した書面であって、 までに掲げる移転先会社の区分に応じ、 計理人が確認した結果を記載した意見書 み立てられているかどうかについて、 金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積 一条第一項に規定する特定保険業をいう。 百七十二条の二十九」とあるのは 当該保険契約の移転に係る特定保険業(平成十七年改正法附則第 (ロに掲げる者を除く。) が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行ってい 一条の二十九において準用する法第百三十九条第二項第 その行政庁 (令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定す (移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては)である場合には、 福岡財務支局長)」と、 口 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ 一であるときを除く。 が記載されたもの 保険会社、 一部と実質的に同)及び第二号に掲げる基準に適合す その本店又は主たる事務所の 金融庁長官 当該保険契約の移転が旧平成十 外国保険会社等又は少額短期保 「旧平成十七年改正法附則第四 当該認可特定保険業者の保険 移転対象契約に係る責任準備 当該イからハまでに定める 以下この号において同じ 十二の三 一のものであると認めら (当該行政機関が移転業 同項第十四号中 1 少額短期保険業 次のイからハ 認可特定保険 所 「法第 一号 在地

る。 限る。 とあるのは であるときを除く。 が記載されたもの 定保険業をいう。 が認可特定保険業者である場合にあっては、 であって、当該保険契約の移転が旧平成十七年改正法附則第四条第 理に基づき合理的かつ妥当な方法により 該所在地が福岡財務支局の管轄区域 保険会社、 転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は 係る特定保険業 て準用する法第百三十九条第一 七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九にお の区分に応じ、 記載した意見書 かについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を る場合には、 一第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限 部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。 (務支局長))及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見 その本店又は主たる事務所の 金融庁長官 外国保険会社等又は少額短期保険業者 「旧平成 移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が ٤ 当該イからハまでに定める行政機関が作成した書 (平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特 十二の三 以下この号において同じ。 (当該行政機関が移転業者の金融庁長官等と同 十七七 同項第十四号中 年改正法附則第四条第七項において読み替 1 少額短期保険業者 次のイからハまでに掲げる移転先会社 認可特定保険業者 一項第一号 内にある場合にあっては、 所在地を管轄する財務局長 「法第一 積み立てられているかどう (移転先会社に係る部分に 二百七十二条の二十九.)が当該保険契約の移 当該保険契約の移転に (ロに掲げる者を除 その行政庁 (令第四十七条 (移転先会社 、保険 口 (当

十六中 項第二号から第四号までに掲げる書類 第二百七十二条の十九第一項の変更」とあるのは「二 法第二百七 は変更」とあるのは「又は変更若しくは届出」と、 号までに掲げる書類に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部 に対する規則第 条第七項の規定により少 十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類 分」とあるのは あるのは 条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」 て適用する法第二百七十二条の二十九」と、 一条の二十九」とあるのは 項の規定による認可又は同条第1 おいて読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、 一項第三号中 一百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類 一条の十九第一項の変更 規則 項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十三条第 規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用し 第二百十 同項第十二号中 「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替え 移転会社の法第二百七十二条の二第二項第二号から第四 旧平成十八年改正府令附則第十六条中「改正法附則第四 「移転対象契約に関する事項」と、 「移転会社及び移転先会社」とあるのは 百十 条の六十五中 条の六 額短期保険業者とみなされる特定保険業者 「法第二百七十二条の二十九において準用 「旧平成十七年改正法附則第四条第七項 三 十四の規定の適用については、 平成十七年改正法附則第二条第三 「法第二百七十二条の二十九」と 一項の届出」とする。 平成十七年改正法附則第四 規則第二百十一条の六 同条中「二 「法第二百七十 この場合に 法第二百七 「移転先会 同条 乊 法 法

の変更 るのは より少 百十一 可又は同条第二項の届出」とする。 までに掲げる書類 年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百 の六十五中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは において読み替えて準用する法第百二十三条第一項の規定による認 九第一項の変更」とあるのは 第二項第二号から第四号までに掲げる書類 適用する法第二百七十二条の二十九」と、 転対象契約に関する事項」と、 に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは の法第二百七十二条の二第二項第二 十二条の二十九」と、 十二号中 十八年改正府令附則第十六条中 えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、 百十 一号から第四号までに掲げる書類 「又は変更若しくは届出」と、 「移転会社及び移転先会社」 \額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第 条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」 「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて 三 条の六十四の規定の適用については、 「法第二百七十二条の二十九におい 平成十七年改正法附則第二条第三項第二号から第四号 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第一 新規則第二百十一条の六十六中「、移転会社 」とあるのは 同条中「二 「改正法附則第四条第七項の規定に 「法第二百七十二条の二十九」とあ 一号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二条の二第二項 この場合におい 法第二百七十二条の十九第一項 「移転先会社」 「又は変更」とあるの て準用する法第百三十 法第二百七十二条の二 法第二百七十二条の十 新規則第二百 同条第二項第一 「旧平成十七 と 新規則第一 同項第 十一条 旧 平成 二項

項第三号中 作成した行政機関に通知するものとする。 に係る保険契約の移転について前条において読み替えて適用する規 規定による認可の申請を受けたときは、 平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法 ことについて、 険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているこ 条の二十九において準用する法第百三十七条第四項」と、 読み替えて適用する場合を含む。 定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」 十三号の規定は適用しない」とあるのは「金融庁長官等は、 士又は税理士法人(確認すべき資産が不動産である場合にあっては 見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当である とについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意 する法第百三十七条第四項 とする。 当該資産について不動産鑑定士を含む。 たときも同様とする」と、 七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧 一百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第一項の 百十一 「その他」とあるのは とあるのは この場合において、 「株主総会等」とあるのは 条の六十四第一 弁護士、 「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規 弁護士法人、 二項第十二号の三の規定により意見書を (法第二百五十一条第二項の規定により 旧平成十八年改正府令附則第十八条中 「移転対象契約に係る責任準備金が保 規則第一)」とあるのは 公認会計士、 直ちに、その旨を当該申請 |百十一条の六十四第| 当該申請について処分を 株主総会等 が確認した書類その他 「法第二百七十二 と 監査法人、 (これに相当 同項第十 「同条第 旧平成 二項第 税理

弁護士、 とあるのは 約の移転について前条において読み替えて適用する新規則第1 可の申請を受けたときは、 条の二十九において準用する法第百三十九条第一項の規定による認 附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改 場合において、 照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、 転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借 する場合を含む。)」とあるのは 七条第四項 同様とする」 政機関に通知するものとする。 正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二 は適用しない」とあるのは いて不動産鑑定士を含む。 人(確認すべき資産が不動産である場合にあっては、 合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、 いて準用する法第百三十七条第四項」と、 み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、 とあるのは 株主総会等」とあるのは 条の六十四第二 弁護士法人、公認会計士、 「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読 (法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適 と 「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき 新規則第二百十 一項第十二号の三の規定により意見書を作成した行 旧平成十八年改正府令附則第十八条中 直ちに、 「金融庁長官等は、 が確認した書類その他」とする。 当該申請について処分をしたときも 株主総会等 条の六十四第二項第十三号の規定 「法第二百七十二条の二十九に その旨を当該申請に係る保険契 監査法人、 同項第十四号中 (これに相当するものを 「同条第一 税理士又は税理士法 旧平成十七年改正法 当該資産に 項第一 「改正法 「その 一百十 移

項第一 業に係る」とあるのは 株 第十九条中「改正法」とあるのは 項及び第三項の規定は適用しない」と、 条において「旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替 改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法 第三十八号。 えて適用する法」という。) 第二百七十二条の三十第一項」と、 による改正前の保険業法等の る法律の一部を改正する法律 百七十二条の三十第一項」とあるのは するものを含む。)」とする」とあるのは 規則第 部を改正する法律附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう とあるのは 場合において、 主総会等」とあるのは 附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年 第五号において同じ。 二号中 「事業又は」とあるのは 一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法 、項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、 一号中 「委託会社及び受託会社」 一百十一条の六十九の規定の適用については、 「事業の譲渡」とあるのは 以下この条において「旧平成十七年改正法」という。 一規則第 同条第 「特定保険業に係る事業に係る」とする。 百十)に係る事業の譲渡」と、 一項第六号から第八号まで並びに同条第二 「社員総会又は評議員会」 「特定保険業に係る事業又は」と、 一条の六十八から第二百十一条の七十 一部を改正する法律 (平成二十二年法律第五十一号) 「旧平成十七年改正法附則第五条 とあるのは 「特定保険業 「保険業法等の一部を改正す 旧平成十八年改正府令附則 「同条第一項中 「受託会社」とする (平成十七年法律 Ł, 同項第三号中 (保険業法等の 同項第五号 同条第一 (以下この 「法第二 附則 事 二項 同

いて、 項の規定は適用しない」と、 とあるのは 」とあるのは する法律附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改 部を改正する法律 定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、 は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、 おいて同じ。)に係る事業の譲渡」と、 第四条第八項において読み替えて適用する法 条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則 前の保険業法等の一部を改正する法律 の三十第一項」とあるのは 含む。)」とする」とあるのは る法」という。 「委託会社及び受託会社 一百十一条の六十九の規定の適用については、 「旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用す 「改正法」とあるのは 「事業の譲渡」とあるのは 以下この条において「旧平成十七年改正法」という。) 附則第 は 同条第一項第六号から第八号まで並びに同条第二項及び第三 新規則第 「特定保険業に係る事業に係る」とする。この場合にお 「社員総会又は評議員会」と、)第二百七十二条の三十第一項」と、 百十 (平成二十二年法律第五十一号) 附則第二条第三 一条の六十八から第二百十一条の七十までの 「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規 」とあるのは 「特定保険業(保険業法等の 「保険業法等の一部を改正する法律の 旧平成十八年改正府令附則第十九条中 「同条第一項中 (平成十七年法律第三十八号 「受託会社」とする」とある 同項第三号中 同項第五号中 (以下この条にお 同条第二 「法第二百七十二条 「事業に係る」 同項第二号中 「株主総会等 一項第三号中 第五号に 部を改正 「事業又 |規則第

 \mathcal{O}

書を金融庁長官等」とあるのは 受託会社をいう。 条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する 読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、 項において準用する法第百四十五条第一項」とあるのは「旧平成十 替えて適用する法」という。)第二 年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法 律第三十八号。 法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律 則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同 する法律の一部を改正する法律 七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二 七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百 までの規定の適用については、 十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第一項」と 節において「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み 請書を委託業者 とあるのは「委託業者」と、 「委託会社 附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七 七十二条の三十第二項」とあるのは 百十一条の六十九第 「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは (法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは 以下この条において「旧平成十七年改正法」という 次項及び次条において同じ。 (旧平成十七年改正法附則第四条第九項において 項中 規則第二百十一条の六十八中 「の金融庁長官等」 (平成二十二年法律第五十一号) 「及び受託会社 一百七十二条の三十第二項」と、 「法第二百七十二条の三十第二 「保険業法等の一部を改正 の連名の認可申請 (法第二百七十二 と (平成十七年法 同条第一 「旧平成十 「委託会 (以下こ 「法第 認 二項 一百 附

」とあるのは「委託業者」と、 年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第 の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受 則第二百十一条の六十九第 において「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替え 附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改 法律の一部を改正する法律 規定の適用については、 を金融庁長官等」とあるのは 託会社をいう。 み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、 請書を委託業者 十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第一項」と、 年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百 において準用する法第百四十五条第一項」とあるのは「旧平成十七 て適用する法」という。)第二百七十二条の三十第二項」と、 正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法 三十八号。 よる改正前の保険業法等の 七十二条の三十第二項」とあるのは 号中 一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法に 「委託会社 「法第二百七十二条の三十第二 以下この条において「旧平成十七年改正法」という。 (法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは 次項及び次条において同じ。 (旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読 新規則第二百十一条の六十八中 一部を改正する法律 (平成二十二年法律第五十一号) 一 項 中 「の金融庁長官等」 「及び受託会社 「法第二百七十二条の三十第二項 一項」とあるのは 「保険業法等の一 の連名の認可申請書 (法第二百七十二条 (平成十七年法律第 Ł, 部 同 (以下この節 「旧平成十七 条第 を改正する 「法第一 「委託会社 認 附則第 二項 可申

っては、 準 兀 委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第 環境省令第一号) 文部科学省・厚生労働省・農林水産省・ 保険業者等に関する命令 する場合を含む。 第七項第一号ホ77に規定する認可特定保険業者をいう。以下この項 が あ 第 とあるのは 七十二条の三十第 七十二条の三十第二項」と、 一項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社を .国保険会社等の場合にあっては日本における保険業の貸借対照表 .関する法律第百二十三条第1 |条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第 とあるのは「委託業者及び受託会社 お 認可特定保険業者 るのは 用する法第百四十四条第二 いて読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において 次条第二項第四号において同じ。 一項第三号において同じ。 いて同じ。 以下この条及び次条において同じ。 日 「委託業者」と、 本における保険業の貸借対照表」とあるのは 「株主総会等)の規定により作成した貸借対照表及び認可特定 別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、 の場合にあっては一般社団法人及び一般財団法人 一項において準用する法第百四十八条第 (保険業法等の一部を改正する法律附則第二条 (旧平成十七年改正法附則第四条第九項に (平成二十三年内閣府・総務省・法務省 「受託会社が外国保険会社等の場合にあ 一項に規定する株主総会等をいう。次条) | |と、 同項第三号中「委託会社及び受託会社 項 と、 (同法第百九十九条において準用 同項第四号中「委託会社」 (旧平成十七年改正法附則第 経済産業省・国土交通省 同項中) と、 六 「株主総会等」 受託会社 「受託会社 項 への規 二百 _ と

ては、 るのは 部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・ 険業者等に関する命令 関する法律第百二十三条第一 項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社をい 条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二 とあるのは「委託業者及び受託会社 次条第二項第四号において同じ。 国保険会社等の場合にあっては日本における保険業の貸借対照 境省令第一号) る場合を含む。)の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保 おいて同じ。 七項第一号ホ77に規定する認可特定保険業者をいう。以下この項に 認可特定保険業者 用する法第百四十四条第二項に規定する株主総会等をいう。 いて読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において進 あるのは 十二条の三十第二項」と、 一項第三号において同じ。 会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第 一条の三十第二 以下この条及び次条において同じ。 日本における保険業の貸借対照表」とあるのは 「委託業者」と、 「株主総会等 別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、 の場合にあっては一般社団法人及び一般財団法人に 一項において準用する法第百四十八条第 (保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第 (旧平成十七年改正法附則第四条第九項にお (平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文 「受託会社が外国保険会社等の場合にあ) | |と、 同項第三号中 二項 ر کر (同法第百九十九条において準用す 同項第四号中「委託会社」とあ (旧平成十七年改正法附則第四 同項中) と、 「委託会社及び受託会社 六 「株主総会等」と 受託会社が 「受託会社 項 次条第 二百 表 外

託

う。

び る法第百四 読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用す 財 行 社が委託業者の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が旧平 定による表示をする方法を記載した書面」とあるのは までに掲げる受託会社の区分に応じ、 規定による表示をする方法を記載した書面 政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。 産 政機関が作成した書面であって、 七十二条の三十第二項において準用する法第百四十八条第一項 0 七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第 一号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの 管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において 十五条第二項第一号 (受託会社に係る部分に限る。 当該認可の申請に係る業務及び 当該イからハまでに定める 六の二 곳 次のイから 受託 (当該) 及 会

則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三 等又は少 る事務所の所在地を管轄する財務局長 融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。 管轄区域内にある場合にあっては、 年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百 一百七十二条の三十第二項」 額短期保険業者 認可特定保険業者 一条の三十第 額短期保険業者 「法第一 一百七十二条の三十第二項」とあるのは 一項」と、 (ロに掲げる者を除く。) その行政庁 (令第四十七条の二第三項の規定により金 規則第一 とあるのは 一百十 福岡財務支局長)」と、 口 (当該所在地が福岡財務支局 保険会社、 「旧平成十七年改正 条の七十第 その本店又は主た 金融庁長官 外国保険会社 「旧平成十 項中 同項 法附 法

> 産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読 規定による表示をする方法を記載した書面 が委託業者の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が旧 政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。 第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの 法第百四 み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する 政機関が作成した書面であって、 までに掲げる受託会社の区分に応じ、 十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二 による表示をする方法を記載した書面」とあるのは 百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十八条第一項 十五条第二項第一号 (受託会社に係る部分に限る。 当該認可の申請に係る業務及び財 当該イからハまでに定める 六の二 六 次のイから 受託 (当該行) 及び 平成 1会社

又は少 七号中 年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二 管轄区域内にある場合にあっては、 事務所の所在地を管轄する財務局長 少額短期保険業者 庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。 十二条の三十第一 第四 認可特定保険業者 一百七十二条の三十第一 |条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三 額短期保険業者 「法第二百七十二条の三十第二 二項」と、 (ロに掲げる者を除く。) その行政庁 (令第四十七条の二第三項の規定により金融 二項」 新規則第 とあるの 福岡財務支局長)」と、 口 (当該所在地が福岡財務支局 一項」とあるのは 百十 は 保険会社、 「旧平成十七年改正 条の七十第 その本店又は主たる 金融庁長官 外国保険会社 「旧平成十七 項中 同項第 一百

則

のは 掲げる基準に適合する旨 の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて 委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面 に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載 等の場合にあっては、 託会社」とあるのは なくなった旨) 存の業務及び財産の管理の委託がこれらの基準のいずれかに適合し 十五条第二項第一号 適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四 区分に応じ、 に係る変更の認可を申請する場合においては、 した書面」とあるのは あるのは あるのは 十第二項」 の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後 金融庁長官等と同 少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第1 年改正府令附則第二十条中 「貸借対照表」と、同項中「六 当該変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財産の管理 「委託業者」と、 「認可申請書を委託業者の」 と 前条第二項第六号の二イからハまでに掲げる受託会社 当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面で の意見が記載されたもの 「委託会社及び受託会社の 「委託業者」と、 一であるときを除く。 (受託会社に係る部分に限る。 日本における保険業の貸借対照表)」とある 六 (解除の認可の申請の場合にあっては、 「貸借対照表 管理の委託をする業務及び財産の 「改正法附則第四条第九項の Ł, 管理の委託をする業務及び財 同項第四号中「委託会社」 (受託会社が外国保険会社 (当該行政機関が委託業者)」とする」と、 同条第二項第三号中 連名の認可申請書を」 当該変更後に管理)及び第二号に 規定に 旧 平成 範囲 委 لح لح 既 \mathcal{O}

より のは 掲げる基準に適合する旨 の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて 等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表)」とある なくなった旨) 存の業務及び財産の管理の委託がこれらの基準のいずれかに適合し 十五条第二項第一号 適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四 あって、 区分に応じ、 委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面 に係る変更の認可を申請する場合においては、 した書面」とあるのは に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記 産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後 あるのは 託会社」とあるのは「委託業者」と、 あるのは 十第二項」 六の二 金融庁長官等と同 少 《年改正府令附則第二十条中 「貸借対照表」と、 額 当該変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財産の管理 短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第 「委託業者」と、 「認可申請書を委託業者の」 と 前条第二項第六号の二イからハまでに掲げる受託会社 当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面 の意見が記載されたもの 「委託会社及び受託会社の連名の認可申請書を」 (受託会社に係る部分に限る。) 及び第二号に 一であるときを除く。 굿 同項中「六 (解除の認可の申請の場合にあっては、 「貸借対照表 管理の委託をする業務及び財産の範 「改正法附則第四条第九項の と 管理の委託をする業務及び財 同項第四号中 (受託会社が外国保険会社 (当該行政機関が委託業者 同条第一 とする」と、 当該変更後に管理 一項第三号中 「委託会社 が規定に 旧 لح لح 既

 \mathcal{O}

当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年 法第百六十五条の七第二項 株主総会等(これに相当するものを含む。)」と、 年改正法」 二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。 該申請について前条において読み替えて適用する規則第二百十一条 二項の規定による認可の申請を受けたときは、 第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十 あるのは「受託会社 託会社及び受託会社 らに相当するものを含む。)」と、 条第八項 する」とあるのは 百十一条の七十の規定の適用については、 法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七 Ē 六十九第二項第六号の二又は第二百十一条の七十第二項第六号の 行役又は監査役」とあるのは 一十において準用する場合を含む。)又は法第百六十五条の二十 一項において準用する法第百四十五条第一項又は第百四十九条第 府令附則第二十一条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改 項」とあるのは |項又は第八百十条第| の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則 と 「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは 「金融庁長官等は、 法第百六十五条の十七第二項 (外国保険会社等を除く。 (外国保険会社等を除く。) 「会社法第七百八十九条第二項、 (法第百六十五条の十二において準用す 項」 「取締役、 ۷ 同項第二十一号中 旧平成十七年改正法附則第五 同項第十六号中 同条第二項第三号中 執行役又は監査役)の株主総会等」と 直ちに、 の株主総会等_ (法第百六十五条 同項第八号中 「その他」と 第七百九十 その旨を当 「取締役、 これ 委 لح

これらに相当するものを含む。)」と、 二十四第二項」とあるのは 用する場合を含む。 中 は 十七年改正法」と、 年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成 八年改正府令附則第二十一条中「改正法」とあるのは「旧平成十七 る。 号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとす 当該申請について前条において読み替えて適用する新規則第二百十 則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三 とあるのは「受託会社 委託会社及び受託会社 九十九条第二項又は第八百十条第一 五条の二十において準用する場合を含む。) 又は法第百六十五条の 第二項の規定による認可の申請を受けたときは、 十第二項において準用する法第百四十五条第一項又は第百四十九条 五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法 とする」とあるのは 一百十一条の七十の規定の適用については、 条の六十九第一 「法第百六十五条の七第二項 「株主総会等 当該申請について処分をしたときも同様とする」と、 執行役又は監査役」とあるのは (これに相当するものを含む。)」と、 二項第六号の二又は第二百十一条の七十第二項第六 「金融庁長官等は、 「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるの (外国保険会社等を除く。 (外国保険会社等を除く。 法第百六十五条の十七第二項 「会社法第七百八十九条第二項、 (法第百六十五条の十二において進 項」と、 「取締役、 旧平成十七年改正法附則 同項第二十一号中 同 同項第十六号中 執行役又は監査役 条第二項第三号中) の株主総会等 直ちに、 の株主総会等 (法第百六十 同項第八号 その旨 旧平成十 第七百 取

に規定する吸収合併存続法人をいう。 正法」という。 平成十七年法律第三十八号。 ととされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律 該 る。 税理士法人(確認すべき資産が不動産である場合にあっては、 び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることに る旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用 ついて、 立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及 れていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設 あるのは 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号 項において読み替えて適用する法」という。) 一同条第一項中「法第百六十七条第一項」とあるのは「保険業法等 .特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する」とあるのは 部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 この場合において、 項第八号、 について不動産鑑定士を含む。 金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てら 号) (以下この条において 弁護士、 「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任 「添付して」とあるのは 附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有するこ 第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は、 弁護士法人、 附則第五条第八項の規定により読み替えて適用す 同項第九号及び第十三号の規定は適用せず 以下この条において「旧平成十七年改 「旧平成十七年改正法附則第四条第十 公認会計士、監査法人、税理士又は 「添付して、 が確認した書類その他. 以下この条において同じ。) 吸収合併存続法人(第百六十七条第一 ーとす 当該 当

第一 のは せず、 用する旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて 年改正法」という。 ることとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法 律第五十一号) 法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法 とする。この場合において、 当該資産について不動産鑑定士を含む。)が確認した書類その 書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であるこ り設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見 てられていることについて、 第十一項において読み替えて適用する法」という。 適用する法(以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四 又は税理士法人(確認すべき資産が不動産である場合にあっては とについて、弁護士、 責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立 とあるのは 号に規定する吸収合併存続法人をいう。 当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する」とある (一般社団法人及び (平成十七年法律第三十八号。 項」と、 「同条第一項中 同項第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は 「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る 「添付して」とあるのは 附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有す 「法第百六十七条第一項」とあるのは 弁護士法人、 附則第五条第八項の規定により読み替えて適 一般財団法人に関する法律第 同項第九号及び第十三号の規定は 合併後存続する保険会社又は合併によ 以下この条において「旧平成十七 公認会計士、 「添付して、 以下この条におい 監査法人、 吸収合併存 一百四十 第百六十七条 税理 「保険業 ·四条第 適

律

等の あ ら4までに掲げる事項」と、 後存続する移行法人が当該合併後に行う特定保険業に関するイ⑴か 被保険者又は保険の目的の範囲 下この号及び次号において同じ。 照表及び損益計算書 び損益計算書」 議員会」 は る次に掲げる事項 法」という。)附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第 は第二百五十二条第 六十五条の十七第二項 るのは 金の額」とあるのは 後存続する移行法人が当該合併前に行っていた特定保険業に関 (法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。 と とあるのは 項第六号中 請の場合にあっては、 部を改正する法律 同項第三号中 「移行法人」と、)又は法第百六十五条の二十四第二項」とあるのは 同項中 とあるのは 同項第十二号中 「保険会社又は合併により設立される保険会社」と 「当事者である特定保険業を行う者」と、 (1)兀 四の二 二項 「責任準備金の額又はこれに相当する額」と 「株主総会等」とあるのは 保険の種類 (法第百六十五条の二十において準用する (第十六号の二において 次に掲げる事項を記載した書面 同項第八号中 各当事者の財産目録並びに貸借 四四 と 同項第五号中 当事者である特定保険業 「法第百六十五条の八第一)を行う者が二以上の合併の認可 各当事者の財産目録並びに貸借対 (4)「これらの規定による」とあるの 保険金の支払事由 (2)「法第百六十五条の七第二 保険契約者の範囲 「当事者である保険会社 「社員総会又は評 「平成十七年改正 二項、 (保険業法 対照表及 「責任準 イ 第百 法第 合併 (3)三項 以 合

るの する場合を含む。) 又は法第百六十五条の二十四第1 法第百六十五条の十七第二項 任準備金の額」とあるのは (3)認可の申請の場合にあっては、 改正法」という。) 借対照表及び損益計算書 表及び損益計算書」とあるのは は評議員会」 は 会社等」とあるのは (1)から(4)までに掲げる事項」と、 合併後存続する移行法人が当該合併後に行う特定保険業に関するイ 業法等の一部を改正する法律 |項又は第二百五十二条第| とあるのは 以下この号及び次号において同じ。)を行う者が二以上の合併 する次に掲げる事項 合併後存続する移行法人が当該合併前に行っていた特定保険業に 「一般社団法人及び 項 は <u>の</u> 被保険者又は保険の目的の範囲 同項第六号中「保険会社又は合併により設立される保険会社 (法第百六十五条の十二において準用する場合を含む) 「当該 と と 同項第三号中 「移行法人」と、 ٢ 同項中 附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう 同項第十二号中 「当事者である特定保険業を行う者」と、 般財団法人に関する法律第二百四十八条第 (1)四四 四の二 項」 「責任準備金の額又はこれに相当する額 「株主総会等」とあるのは 保険の種類 (第十六号の二において (法第百六十五条の二十において準用 次に掲げる事項を記載した書面 同項第八号中 各当事者の財産目録並びに貸借 四四 と 同項第五号中 当事者である特定保険業 「法第百六十五条の八第二項 各当事者の財産目録並びに貸 (4)「これらの規定による」とあ (2)保険金の支払事由 「法第百六十五条の七 保険契約者の 「当事者である保険 一項」とあるの 「平成十七年 「社員総会又 範 (保 口 1

保険業者をいう。 平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定 融庁長官等と同一であるときを除く。 作成した書面であって、当該合併が旧平成十七年改正法附則第四条 十四条第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。 これらの びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六 行役又は監査役があるときは、 を管轄する財務局長 により金融庁長官の指定する移行法人に限る。) 七年改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう 旨の意見が記載されたもの 六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項」とあるの (吸収合併消滅法人に係る部分に限る。 て同じ。)の区分に応じ、 一項において読み替えて適用する法第百六十七条第二項第一号 消滅法人(一般社団法人及び一 事又は監事があるときは、 移行法人(ハに掲げる者を除く。 「当事者」と、 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九条第二 その行政庁 同項第十五号中 者の履歴書 同項中 (当該所在地が福岡財務支局の その行政庁 十六の二 移 「十六 合併に際して就任する取締役、 「当事者 行法人 (当該行政機関が吸収合併存続法人の 就任を承諾したことを証する書面及び 当該イからニまでに定める行政機関が 就任を承諾したことを証する書面 般財団法人に関する法律第二百四 次のイからニまでに掲げる吸収合 (令第四十七条の二第一項の規定 (保険会社を除く。)」とあるの 口)に掲げる基準に適合する その主たる事務所の所在地 保険契約管理業者 1 合併に際して就任する 認可特定保険業者 以下この号にお 金融庁長官 管轄区域内にあ (平成十 二 執 は 及

いう。 るのは 規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。 成十七年改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者を 特定保険業者をいう。 する旨の意見が記載されたもの 四条第十一項において読み替えて適用する法第百六十七条第二項 関が作成した書面であって、 収合併消滅法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一 在地を管轄する財務局長 において同じ。 及びこれらの者の履歴書 する理事又は監事があるときは、 面及びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六 第百六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項」とある 百四十四条第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この号 号 金融庁長官等と同一であるときを除く。) 執行役又は監査役があるときは、 は (平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ/7)に規定する認可 項」 (吸収合併消滅法人に係る部分に限る。 移 「当事者」と、 と、 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十 行法人(ハに掲げる者を除く。 その行政庁 同項第十五号中)の区分に応じ、 同項中 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内 その行政庁 十六の二 当該合併が旧平成十七年改正法附則 移行法人(令第四十七条の二第 「十六 合併に際して就任する取締役 「当事者 (当該行政機関が吸収合併存続法 就任を承諾したことを証する書 当該イからニまでに定める行政機 就任を承諾したことを証する書 次のイからニまでに掲げる吸 (保険会社を除く。 口)に掲げる基準に適合 その主たる事務所の 保険契約管理業者 イ 合併に際して就任 認可特定保険業 金融庁長官)」とあ 一項 九

者 0) 第一

 \mathcal{O}

保険契約の移転を受けた保険会社等」と、 + 年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成 項第九号から第十一号まで、 書を作成した行政機関に通知するものとする。 第百六十七条第一項の認可の申請を受けたときは、 成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法 同条第三項中 第十一項において読み替えて適用する法第百六十七条第二項」 第百六十七条第二項」とあるのは 項の規定に基づき、改正法附則第3条第2項各号に掲げる書類を添 て適用する旧平成十七年改正法_ 分をしたときも同様とする」とする。この場合において、 を当該申請に係る合併について前項第十六号の二の規定により意見 する議決権について準用する」とあるのは る場合にあっては、 (平成17年法律第38号。 7年改正府令附則第二十二条中「改正法」とあるのは「旧平成十七 とあるのは は 七年改正法」 一十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、旧平成十 「特定保険業者であった保険会社等」とあるのは「移行法人から 「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替え 旧平成十八年改正府令附則別紙樣式第一号中 「法第二条第十五項の規定は、 「移行法人」と、 と、 旧平成十八年改正府令附則第二十四条の見出 福岡財務支局長)」と、 以上 第十三号、 「改正法」 _ 논 「保険業法等の一部を改正する法律 「旧平成十七年改正法附則第四条 「新規則」とあるのは という。) 第十四号及び第十七号から 同条中「改正法」とある 「金融庁長官等は、 第一項第二十号に規定 同項第二十一号中 当該申請について処 附則第3条第1 直ちに、その旨 「特定保険業者 同条第 「規則 _ 논 旧平 法

出し中 第3条第2項各号に掲げる書類を添付して」とあるのは 替えて適用する旧平成十七年改正法」と、 平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則第二十四条の 成十八年改正府令附則第二十二条中「改正法」とあるのは 第一項第九号から第十一号まで、 意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請につ 旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用 規定する議決権について準用する」とあるのは 四条第十一項において読み替えて適用する法第百六十七条第 改正法」 則別紙様式第一号中 あるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み から保険契約の移転を受けた保険会社等」と、 十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する から第二十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、 て処分をしたときも同様とする」とする。この場合において、 の旨を当該申請に係る合併について前項第十六号の二の規定により る法第百六十七条第一項の認可の申請を受けたときは、直ちに、 にある場合にあっては、 「保険業法等の一部を改正する法律 「法第百六十七条第二項」とあるのは 同条第三項中 「特定保険業者であった保険会社等」とあるのは「移行法 という。) 「法第二条第十五項の規定は、 附則第3条第1項の規定に基づき 「特定保険業者」とあるのは 福岡財務支局長)」と、 第十三号、 (平成17年法律第38号。 「旧平成十七年改正法附則第 旧平成十八年改正府令附 第十四号及び第十七号 同条中 「金融庁長官等は 同項第二十一号中 第一項第二十号に 一移行法人」と 、改正法附則 「改正法」と |保険業法 旧 以下 二項 旧 同 平成

等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第51号)附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号。以下「旧平成17年改正法」という。)附則第5条第8項の規定により読み替えて適用する旧平成17年改正法附則第3条第1項の規定に基づき」心、「資本金若しくは出資金の額又は基金の総額」心を必らだ「出資の額又は基金の総額」心を必らだ「出資の額又は基金の総額」心を必らだ「出資の額又は基金の総額」心を必らだ「出資の額又は基金の総額」心を必ら

හ (容)

ල (盤)